

鳥取県告示第210号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成24年3月30日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
郡家鹿野気高線	変更前	鳥取市気高町勝見字要害谷785地先から同市気高町浜村字西浜783-1124地先まで	4.9~35.7	1,629.0
		鳥取市気高町勝見字要害谷口510地先から同市気高町新町二丁目144地先まで	12.6~38.0	508.0
	変更後	鳥取市気高町勝見字要害谷785地先から同市気高町北浜二丁目200地先まで	12.6~38.0	1426.0